

令和 9 年度こども家庭科学研究に関する評価
【概算要求前の評価】

こども家庭審議会
科学技術部会

令和 8 年 8 月 27 日

1. 目的

こども家庭庁が実施する研究事業について、予算の概算要求に先立ち、行政施策との連携を保ちながら、研究開発の一層効果的な実施を図り、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的とし、こども家庭審議会科学技術部会において概算要求前の評価を行うものである。

2. 評価方法

(1) 経緯

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業は、令和4年度まで、厚生労働科学研究において実施され、厚生科学審議会科学技術部会において、毎年度概算要求前の評価が行われてきたところである。令和5年度以降、こども家庭庁のこども家庭科学研究に移管後は、厚生科学審議会科学技術部会とも連携し、こども家庭審議会科学技術部会において、概算要求前の評価を行うこととする。

(2) 評価対象

こども家庭科学研究の成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

(3) 評価方法

令和9年度実施予定の事業内容について、外部有識者等（事前評価委員会）が評価原案を作成し、こども家庭審議会科学技術部会において審議する。

(4) 評価のための参考について

＜参考＞「こども家庭庁の科学研究開発方針に関する指針」（令和5年6月2日こども家庭庁成育局母子保健課長決定）

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に、政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（こども家庭庁として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成、知的基盤の整備への貢献等がある。

3. 研究事業の評価

研究事業名	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
主管部局・課室名	こども家庭庁成育局母子保健課
庁内関係部局・課室名	成育局成育環境課、成育局保育政策課、成育局安全対策課、支援局虐待防止対策課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課、長官官房参事官（総合政策担当）付（EBPM 推進室）、支援局総務課（こどもの自殺対策推進室）

当初予算額（千円）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	371,000	371,000	381,350

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

【背景と目的】

令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行された。こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を指している。

1. 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
2. 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
3. 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

また、こども施策を総合的に推進するために定められたこども大綱においては、「こどもまんなか」の実現に向けたEBPMの取組として、こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築が掲げられている。こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づき定められた「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という）、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。

本研究事業では、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにすることを目的とする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、健やかな成長を社会全体で後押しするための保健、医療、福祉等のより幅広い関係分野での科学的な研究を推進するものである。

【研究のスコープ】

以下に挙げる保健、医療、福祉等に関する研究を実施する。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究＞

健康診査、栄養、保育、社会的養護、低出生体重児、多胎児、外国人、こどもの障害、CDR (Child Death Review)、虐待、自殺等に関連した、こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究を実施する。

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究＞

プレコンセプションケア、不妊症・不育症、母子感染、妊娠前・妊娠中のメンタルヘルスケア、産後ケア、父親・親子支援等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援につなげる科学研究を実施する。

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学研究＞

成育サイクルを通じたこども施策のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体を通じたこども施策の実施の在り方に関する検討等、こども施策の横断的な推進につなげる科学研究を実施する。

【期待される研究成果】

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための科学的根拠を得る。具体例として以下のようなものが挙げられる。

＜こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究＞

- ・ 乳幼児健診の精度管理や標準化に向けた実施方法の検討・提言
- ・ こどもを対象とした自殺リスクのアセスメントツールの開発
- ・ こども虐待に対する予防的施策の社会実装基盤の構築

＜妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につなげる科学研究＞

- ・ 卵子凍結や不妊治療の実態把握と有用性・安全性に関するエビデンスの収集
- ・ プレコンセプションケアの実装に向けた地域連携機能の実態把握と機能評価指標の開発
- ・ 産後ケアによるメンタルヘルスへの影響等に関するエビデンスの整理・提言の作成
- ・ 自治体で父親の子育て支援に活用できるプログラムの開発

＜こども施策の総合的な推進につなげる科学研究＞

- ・ 成育医療等基本方針に基づく評価指標及びモニタリングシステムの構築
- ・ こども施策のEBPMサイクル推進に向けた検証・提言の作成

【研究成果を基に行うこども家庭庁の施策、その他期待される効果】

こども家庭庁の基本理念及び成育医療等基本方針で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図り、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標（新生児死亡率、全出生数中の低出生体重児の割合、BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合、産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合、こどもを持つ夫の家事・育児関連時間、成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している市町村数（都道府県数）など）の改善等につながることが期待される。

(参考) これまでの研究成果の概要、及び政策等への活用又は実用化に向けた取組の例

【研究課題名】

乳幼児身体発育調査の統計学的解析及び乳幼児の発育・発達、栄養状態の評価に関する研究（令和7年度終了課題）

【得られた研究成果と施策への活用】

令和5年度に実施された乳幼児身体発育調査の結果を解析し、乳幼児身体発育曲線の作成及び保健指導等の身体発育曲線を用いた評価等に関するマニュアルの改訂を行った。また、こどもの身体発育は栄養状態に左右されるため、乳幼児の栄養状態やこどもの食習慣の懸念等を把握する簡易な評価手法と、活用方法に関する手引きを作成した。

本研究で作成された乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線が、令和7年4月から母子健康手帳に反映された。質問票を用いた乳幼児の栄養状態の簡易な評価手法の開発により、保健指導等において、児の発育に影響する栄養状態・食習慣等に関して評価が行えるようになり、一人一人のこどもに応じたより適切な指導が行われることが期待される。

【研究課題名】

子どもの死を検証し予防に活かす包括的制度を確立するための研究（令和6年度終了課題）

【得られた研究成果と施策への活用】

都道府県が実施する予防のためのこどもの死亡検証モデル事業（CDRモデル事業）の実務者の知見を蓄積し、ファシリテーター育成を行った。CDRを実現するための地方自治体の体制と課題を踏まえた運営のためのガイダンス・CDRに関連して提供されるべきグリーフケアについてのガイダンス・乳児突然死を含むこどもの予期せぬ傷害予防のガイダンスを編纂した。死因究明等推進計画検証等推進会議に、法学的な課題について資料を提出し、議論を行った。CDRの認知向上のために、事業に関連しうる多機関専門職の他、幅広い対象者にCDRの啓発を実施し、以後の国民啓発の基礎を策定した。

研究で蓄積された知見は各年度のCDRモデル事業に展開され活用されたとともに、以降の事業展開のための基礎資料としても活用されたほか、乳児突然死を予防するための睡眠環境の整備の啓発推進に繋がった。各種ガイダンスは、以後のCDRの展開において活用が期待される。

【研究課題名】

発達障害児の障害児サービス利用に係る医療受診の現状把握及び発達支援の必要性の判定のためのアセスメント方法の確立に向けた研究（令和6年度終了課題）

【得られた研究成果と施策への活用】

発達障害児が障害児サービスを利用する際の、受給決定要件の実態を明らかにした。また、発達障害児が障害児通所支援を利用する際に、本人ニーズや家族状況、本人と家族が生活する圏域の社会資源の状況等を踏まえて、利用の必要性を判断するために参考となる指標を提案した。

障害児通所給付決定自治体が、発達障害児の障害児支援の必要性を適切にアセスメントするための参考資料としての手引きを提案し、今後の活用が期待される。

2 令和9年度に推進する研究課題

(1) 継続研究課題のうち優先的に推進する研究課題の例

【研究課題名】

自治体の健診情報及び既存の大規模データベース等を活用した乳幼児健診等の有効性評価及び評価指標の開発に関する研究

【背景と目標】

乳幼児健診については、健診の実施方法や実施体制、フォローアップ体制に地域差が存在するものの、それらの差異がこどもの健康アウトカムに及ぼす影響については十分に検証されていない。本研究では、自治体の健診情報及び既存の大規模データベース等を活用し、各月齢・年齢における健診項目、実施体制及びフォローアップ体制とこどもの健康アウトカムとの関連を明らかにすることを目的とする。得られた成果を基に、乳幼児健診の健診項目や実施方法の妥当性評価、乳幼児健診の評価指標及び標準的な精度管理手法の提案等、乳幼児健診のあり方の検討に活用することを目指す。

【研究課題名】

知的障害・発達障害児の強度行動障害の予防や早期対応に必要な支援の促進に資する研究

【背景と目標】

知的障害・発達障害児の強度行動障害の状態の発現を未然に防ぐことや、出現時に早期に対応することを目的とし、強度行動障害の状態を評価する指標の検証及び、発現早期に対応する手法の開発及び人材育成の方法の提案を行う。

得られた成果を基に、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定における強度行動障害の状態を有する児への支援の評価の見直しに活用することを目指す。

【研究課題名】

産後ケア事業の効果検証及び自治体と精神科医療機関との連携の在り方に関する研究

【背景と目標】

産後ケア事業利用者への実態調査や、妊娠期から産後にかけて実施されている妊産婦のメンタルヘルスの状況を把握する手法に関するエビデンスの構築等を通じて、メンタルヘルスを含めて産後のケアを必要とする対象者を適切な支援につなぎ、より妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築するための方策を検討する。

得られた成果を基に、自治体における、産後ケア事業のより効果的な提供、妊産婦のメンタルヘルス対策の支援として活用することを目指す。また、市町村、産婦人科、精神科等との連携体制の整備の推進に資することが期待される。

【研究課題名】

既存データベース等を用いたより適切な不妊治療の検討に資する研究

【背景と目標】

令和4年4月より不妊治療の保険適用が開始されたが、不妊症の診断から不妊治療を開始するまでの期間が長いことや、治療を受ける年齢が諸外国と比較して高いこと等が指摘されている。本研究においては、レセプトデータ等の大規模データベース等を活用することで保険適用となった不妊治療の実態を把握し、不妊治療をより適正化する根拠となる資

料を作成することを目的とする。

得られた成果を基に、診断から治療開始までの期間や治療開始時の年齢等を含めた不妊治療の実態を踏まえた不妊治療の適正化に活用することを目指す。

(2) 新規研究課題として優先的に推進することを検討している研究課題の例

【研究課題名】

こどもを対象とした自殺リスクのスクリーニングに関する研究

【背景と目標】

こどもの自殺防止には、リスクの高いこどもを早期に把握し、地域の関係機関が連携して支援することが重要であるが、標準化されたアセスメント指標は不足している。本研究では、科学的根拠に基づき、こども特有の背景や特性に配慮した自殺リスクのアセスメントシートと運用ガイドラインを作成し、行政現場での運用可能性を検証する。これにより、評価者の専門性に依らずリスク評価を可能とし、適切な支援内容や介入時期の判断に資する基盤を整備することを目指す。

【研究課題名】

遠隔診療の活用を含む妊婦健康診査の適切な実施等に関する研究

【背景と目標】

妊娠期から出産・子育てまで一貫した切れ目のない支援体制の構築の観点から、妊婦健康診査について、「妊婦の経済的負担を軽減するための環境」が整備されることが喫緊の課題である。本研究では、「社会状況等に合わせた、適切な妊婦健康診査、産婦健康診査のあり方に関する研究」(令和6～8年度、研究代表者：関沢明彦)の成果を踏まえ、国の定める「望ましい基準」に係る健康診査内容や「望ましい基準」以外の検査項目及び多胎妊娠の妊婦健康診査等に関するエビデンスの収集や、妊婦健康診査における遠隔診療の適用可能性と課題の整理を行うことを目的とする。その成果を基に、妊婦健康診査において適正なスクリーニングを実施し、ハイリスク妊婦を適切な管理へと確実につなぐことや、遠隔診療の活用等の検討もあわせて妊婦健康診査の質の向上を図り、妊婦が安心して出産できる体制を整備することを目指す。

【研究課題名】

児童虐待による重大事例に係る支援者の支援とその組織体制強化のための調査研究

【背景と目標】

児童虐待による重大事例発生時には、児童虐待の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第30号)第4条第5項において、国及び地方公共団体の責務として「児童虐待の防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行う」ことが明記されている。再発防止に向けた検証と並行して、児童相談所及びこども家庭センターの支援者に生じる精神的負担等への組織的なケアや、その後の継続的な支援体制の強化が求められている。本研究では、支援者への心理的影響や組織体制上の課題の実態を明らかにし、効果的な支援者支援とそれを支える組織のあり方を検討することを目的とする。その成果を基に、重大事例発生時の対応に資する通知付録や研修に活用可能な実践的手引きを作成し、支援者の心理的安全を確保しつつ、効果的な検証や組織的対応、支援者の回復や離職防止につなげることを目指す。

【研究課題名】

未就学児におけるデジタルデバイスの健康影響の評価と適切な利用に資する研究

【背景と目標】

未就学児におけるデジタルデバイス利用について、近年のインターネット環境の変化や利用の低年齢化・長時間化を背景に、その健康への影響が睡眠に限らず多面的に及ぶ可能性が指摘されている。本研究では年齢階層別にデジタルデバイスの使用実態と健康への影響を把握し、現状の課題を整理する。その成果を基に、家庭及び保育所等における適切な生活習慣の定着を支援するための保護者及び保育関係者向け情報提供・啓発資材を作成することを目指す。

Ⅱ 参考

1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

・「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定）において、母子保健情報のデジタル化等による健康管理の充実や事業の質の向上、NIPT等の出生前検査に係る適切な情報発信、産後ケア事業の全国展開や更なる取組の推進、性と健康の相談センター等によるプレコンセプションケアの推進、こども家庭センター等による子育て世帯への支援体制強化、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業の定着と充実、「健やか親子21」（基本方針に基づく国民運動）による普及啓発、成育医療等の施策に係る調査研究の推進等が記載されている。

・「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進することとされている。

・「経済財政運営と改革の基本方針2026～」（令和8年7月21日閣議決定）において少子化対策とこども・若者・子育て支援は、相互に関連するため、「こども未来戦略」等に基づき、一体的かつ総合的に、力強く推進し、こども家庭センターにおける相談支援の一元的な対応や、産後ケアを始めとした母子保健政策を含む妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、不妊症等への支援を進めることとされている。

・「医療分野研究開発推進計画」（令和7年2月18日健康・医療戦略推進本部決定）において、成育、小児・周産期、女性を中心に、将来世代への影響も考慮した負担の少ない不妊治療、胎児治療及び周産期合併症に対する治療を含む周産期及び小児の医薬品等の開発、こども及び妊産婦のメンタルヘルスの改善に向けた研究開発を推進する。また、性差や女性ホルモン等の影響による健康課題への対策等に資する研究、医療データを活用した女性特有の疾病等の予防及び治療に資するエビデンス創出と新たな介入方法の開発に取り組むこととされている。

2 他の研究事業（AMED 研究、他省庁研究事業）との関係

AMED 成育疾患克服等総合研究事業においては、特に成育疾患の予防方法・治療方法の開発に向けた臨床的な観点を中心とした研究が行われている。本研究事業では、それらの成果を踏まえて、成育疾患克服に資する体制の構築などの保健・行政的アプローチを主とする研究を実施している。具体的には、AMED 研究で新生児マススクリーニングに関する検査・治療技術等に係る客観的な評価基準を作成し、本研究事業でその成果を踏まえた検査・治療体制や倫理的な課題への対応について検討することなどが挙げられる。

Ⅲ 研究事業の評価

(1) 必要性の観点から	こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要があり、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえ、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。こうした背景を踏まえ、成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題に対して、幅広い関係分野での研究を推進し、得られた科学的根拠を基に妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備につなげる観点からは、本研究事業は必要不可欠である。
(2) 効率性の観点から	多岐にわたるこども施策に関する課題の中から、各ライフステージにおいて優先度、重要度を十分勘案し、研究に取り組んでいる。研究課題の評価については、採択に関する事前評価、進捗を評価する中間評価及び成果を評価する事後評価を実施している。外部有識者からなる評価委員会を通じて、十分な成果の確認を実施し、効率的な事業運営に努めている。また、研究課題の相互関係を確認し、研究課題間の連携や情報交換が必要と判断した場合には対応を講じて効率性の向上を図っている。評価委員会の評価結果については、令和7年度より評価結果に応じた研究費の分配を行っており、事前評価、事後評価だけでなく、中間評価においても、翌年の要求額に反映させるなど、研究への反映を行っている。一方で、研究成果や評価結果を研究運営へより効果的に反映していくためには、引き続きこうした取組を続けるとともに、評価委員会からの指摘事項がその後の研究計画や成果にどのように反映されたかを確認する等、更なる追加的な取組の検討が必要と考える。
(3) 有効性の観点から	本研究事業において得られた知見は、こども・子育て支援、母子保健、成育医療、障害児支援、その他こども家庭施策に関わる制度や事業を設計・実施・推進する際の基礎情報として役立てられ、本事業において作成される手引き等の研究成果は、自治体、医療機関、福祉施設等における母子保健事業等のこども家庭行政で活用されるとともに、国民に対する啓発にも使用される。研究成果が、政策の企画立案、審議会等における議論、保健、医療、福祉の現場で有効活用されるよう、こども家庭庁における施策の担当者が、行政における議論の進捗状況や課題について共有し、研究者と密に連携している。科学的根拠に基づいた良質かつ適切な保健、医療、福祉等を、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階の国民に還元することは有効である。更なる有効性を高めるため、研究終了後も、こども家庭庁、研究者、自治体、関係団体等が連携し、広報活動や成果物の展開等を通じて成果の普及・実装を推進するとともに、その活用状況の把握に努める必要がある。
(4) 総合評価	本研究事業では、「成育医療等基本法」「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえ、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階の国民に関わるこども施策の推進に必要な科学的基盤を提供すべく、今後も科学的な観点からこども施策の検討を実施すべきである。

4. 研究事業全体の評価

こども家庭科学研究においては、各種政策立案、基準策定等のための基礎資料や科学的根拠を得るための調査研究及び各種政策の推進、評価に関する研究を推進するとともに、他の研究事業とも連携しており、引き続き推進する必要がある。

また、政策課題に関連して資源を効果的・効率的に活用するため、評価委員会における研究者への指摘事項のフィードバックや進捗確認、漫然と従前の研究班を採択しないなどの取組を継続し、さらに専門職や行政職以外のこどもとその家族の支援に関わる方へも広く研究成果を積極的に還元していく必要がある。これに加えて、各研究課題が円滑に進むよう、委員会の意見も踏まえて研究計画が再検討されたうえで研究が実施されているか、こども家庭庁の施策担当者が定期的に各研究課題の進捗を確認し、評価委員に報告する等の工夫が令和6年度からなされている。さらに令和7年より中間評価委員の評価結果に応じた研究費の分配を行うことで、委員の意見がより研究に反映されるようにしている。このような取組を継続することを推奨する。令和9年度については、更なる研究成果の充実を図る観点から、評価結果の活用についても、さらなる取組の検討を求める。また、現在の政策課題に対する取組において、何が不足しており、課題解決のためには何を重点的にしなければならないのかを明らかにしたうえで、推進すべき研究課題が具体的に設定されることを引き続き期待する。

以上より、本事業では、こども家庭庁としての方向性と照らし合わせたうえで、現在不足している取組が明らかにされ、現在の取組の拡充又は新たな取組の開始に必要な研究課題が提案及び実施されていること、また、期待される成果も可能な限り具体的に設定されていることから、研究事業全体の評価としては、概ね適当である。